

～あかし高校進学応援プロジェクト～

明石市給付型奨学金

奨学生用手続き案内



【3年間保存】

本冊子は、明石市給付型奨学金の奨学生に向けた奨学金（入学準備金・在学時支援金）の手続きや進学後の学校生活支援等について記載しています。

【問い合わせ・提出書類送付先】

明石市こども政策課 奨学金担当

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号（明石市役所議会棟1階）

TEL 078-918-6073

（平日/8:55～17:40）

FAX 078-918-5196

e-mail kodomoseisaku@city.akashi.lg.jp



明石市給付型奨学金

検索

目次

1. 全体スケジュール (申込みから支給等終了までの流れ)	1ページ
2. 「入学準備金」の手続きについて	2～3ページ
3. 「入学準備金」の対象項目について	4ページ
4. 「在学時支援金」の手続きについて	5ページ
5. 学校生活支援について	6ページ
6. Q & A	7～9ページ

1. 全体スケジュール (申込みから支給等終了までの流れ)

	奨学金	学習・生活サポート
入学前	<p>入学準備金</p> <p>「入学準備金概算交付申請書兼請求書」の提出 締切：1月10日（金）必着</p> <p>入学準備金概算支給予定日 私立—1月31日（金） 公立—3月10日（月）</p>	<p>学習支援（希望者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月頃 学習会の申込み ・10月～3月 学習会の参加
入学後（在学中（3年間））	<p>在学時支援金</p> <p>「入学準備金報告書兼請求書」の提出 締切：4月18日（金）必着</p> <p>「在学時支援金交付申請書兼請求書」の提出 締切：4月18日（金）必着</p> <p>「在学状況届」の提出 ※在学2年目以降提出して下さい。 締切：毎年4月中旬</p>	<p>学校生活支援（全奨学生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月以降 LINE公式アカウントへの登録 ・在学中（毎年開催予定） 定期相談会（年3回）への参加 交流会への参加 <p>「進路状況届」の提出 締切：高校卒業後の4月中旬</p>

重要!

【届出が必要です】

変更届

- ・登録口座（奨学生名義）を別の金融機関へ変更するとき
- ・引っ越しなどに伴い住所変更を行うとき（市内転居）
- ・奨学生の氏名が変わるとき
- ・転学するとき など

休止・再開・辞退届

- ・停学となるとき
- ・休学するとき
- ・退学するとき
- ・家族全員が市外に転出するとき など

変更届



休止・再開・辞退届



スマートフォンやタブレットで読み取ってください

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。

※必要な手続きを行わない場合や遅延した場合、奨学金の支給が遅れたり、支給できなくなる可能性があります。

各種届出については、上記二次元コード（または市ホームページ）からオンライン申請いただくか、こども政策課までお問い合わせください。



2. 「入学準備金」の手続きについて

①入学準備金とは

- ・支給金額 : 30万円 (上限)
- ・支給対象 : 学校教育法に規定する高等学校 (全日制、定時制、通信制)、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校の内いずれかの学校へ入学するに際して、必要となる経費で学校から購入を求められる物品・費用等のうち、「入学準備金」精算報告 (提出期限: 4月18日 (金) (必着))までに、支払いが完了し報告ができるもの。

(受験料、入学金、施設設備費、教科書代、学生服、体操服、通学靴、通学かばん、体操靴、体育館シューズ
 その他学校から購入を求められる物品・費用等 (電子辞書、タブレット、諸会費等 (P4参照))
 (**授業料、進学しなかった学校にかかった費用 (受験料等) は対象外**)

②手続きについて

(1) 概算請求

- 提出 (報告) 期限: **1月10日 (金) 必着**
- 提出 (報告) 方法: ①上記二次元コードから報告 ※推奨
- ②「入学準備金概算交付申請書兼請求書」(市様式)、奨学生名義の通帳のコピー等口座情報が分かるものを市役所へ提出



スマートフォンやタブレットで読み取ってください

概算支給額・支給予定日は下記のとおりです。

希望進学先種別	概算支給額
公立高等学校 (全日制) 私立高等学校 (全日制・通信制) 専修学校 (高等課程) 中等教育学校 (後期課程) 高等専門学校	最大30万円
公立高等学校 (定時制・通信制) 私立高等学校 (定時制) 特別支援学校 (高等部)	最大10万円

※希望進学先が第1希望と第2希望で概算支給額が異なる場合は、支給額が高い種別で支給します。



2. 「入学準備金」の手続きについて

希望進学先種別	支給予定日
私立	1月31日(金)
公立	3月10日(月)

※希望進学先が第1希望と第2希望で支給予定日が異なる場合、早い日付の支給予定日で支給します。

(例：第1希望—公立 第2希望—私立 支給予定日：1月31日(金))

※申請書提出時点で、支給予定日より早い日付の支給を希望される場合のみ、申請書の振込希望日欄に希望日を必ず記入してください。

(2) 審査・支給(市)

支給方法：支給決定通知書を送付の上、申請者(児童)名義の口座へ振り込みます。

注意事項：(3)精算報告時に、使用項目・金額が分かるものを提出いただきますので

「入学のしおり」と「領収書」を必ず保管しておいてください。

(3) 精算報告(支払後)

提出期限：4月18日(金) 必着

提出書類：入学準備金報告書兼請求書(市様式)

領収書(レシート可)、振込明細、入学のしおり ※いずれもコピー可

※学校指定品及び学校準指定品(物品の色や型等の大まかな指定がある

もの)で学校の物品販売以外で購入したものは「領収書」に加え「入学

のしおり」も必ず添付してください。

注意事項：概算請求で報告いただいた内容を確認します。概算支給した入学準備金を授業料等、対象外項目に使用したものや余りが発生した場合には、後日納付書を送付しますので期限内に必ず返還してください。

(期限内に返還できない場合、在学時支援金より充当します。)

また、概算支給額が10万円で実際に掛かった費用が概算支給額より上回った場合、合計30万円までを上限に後日追加給付します。

<例>

①概算支給額30万円で20万円を入学準備に使用→後日、10万円返還が必要です。

②概算支給額10万円で12万円を入学準備に使用→後日、2万円追加給付します。

③概算支給額10万円で34万円を入学準備に使用→後日、20万円追加給付します。



3. 「入学準備金」の対象項目について

対象となる項目例		
1	制服	<p>学校指定・推薦の物であれば対象となります。数量に関しては必要な枚数となります。</p> <p>夏服については、入学準備金精算報告(4月18日)までに、支払いが完了している場合のみ対象となります。</p> <p>よって、4月18日までに採寸を実施するが、支払いが4月19日以降となる場合は、対象外となりますのでご注意ください。</p>
2	体操服	<p>学校で指定がある場合や、色等が学校から指定されている場合(※学校準指定)は、必要な枚数が対象となります。</p>
3	靴下	
4	通学靴・運動靴	
5	通学かばん	<p>学校で指定がある場合や、色等が学校から指定されている場合(※学校準指定)は、1点までが対象となります。</p>
6	レインコート	
7	電子辞書、タブレット(付属品含む)	<p>入学のしおり等に記載があり、学校より購入を求められる場合は対象となります。</p>
8	文房具	<p>入学のしおり等に記載があり、学校より購入を求められる場合は対象となります。</p> <p>【対象となる物の例】 建築科の作図用文具</p> <p>【対象とならない物の例】 一般的な鉛筆、消しゴム等</p>
9	部活動の費用	<p>入部にあたり学校から求められる費用が対象となります。入学準備金精算報告(4月18日)までに、支払いが完了している場合は対象となります。</p>
10	入寮にかかる費用	<p>入学のしおり等に記載があり、入寮にあたり必要となる費用は対象となります。</p>
対象外となる項目例		
1	授業料	<p>入学準備金は、高等学校等に入学するにあたり必要な費用を対象としているため、これらの費用は対象とはなりません。</p>
2	通学費 (定期代・自転車購入費含む)	
3	通信制サポート校への入学費用	<p>サポート校は、学校教育法で「高等学校」と定められていないため、原則、入学準備金の対象ではありません。提携する通信制高等学校への入学費用は対象となります。不明の場合はお問い合わせください。</p>

※学校準指定とは・・・物品の色や形等の大まかな指定があるものです。



4. 「在学時支援金」の手続きについて

①在学時支援金とは

- ・支給金額：毎月 1 万円
- ・支給対象：学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校の内いずれかの学校在学時に必要となる費用（部活動費、通学費（自転車購入費含む）など）
- ・支給期間：正規就学期間（原則3年間）
※正規就学期間とは、学校が定めた入学から卒業までにかかる通常の必要年数です。
※高等専門学校については、短期大学部分に相当する4学年・5学年は、支給対象外となります。
- ・支給時期：毎月25日
※4月分のみ、5月に5月分とあわせて支給します。
※支給日が土曜日、日曜日、祝日、その他の休日の場合は、その前日の平日が支給日になります。 <例> 25日（土）⇒ 24日（金）に支給
※入学準備金の精算が完了するまで（余りが発生した場合は、返金が完了するまで）、在学時支援金は支給できません。
- ・備考：制度改正等により、支給金額、支給期間が変更となる可能性があります。

②手続きについて

（1）請求（在学1年目）

提出期限：**4月18日（金）必着**

提出書類：①「在学時支援金交付申請書兼請求書」（市様式）

②「学生証コピー」、「在学証明書」、「通学証明書のコピー」等
進学したことが確認できる書類1点

※サポート校等と連携する通信制高等学校に同時入学する場合は、
「通信制高等学校」のものを添付してください。

支給方法：支給決定通知書を送付の上、申請者（児童）名義の口座へ振り込みます。

（2）在学状況報告（在学2年目以降毎年必要）

提出時期：**在学中の毎年4月中旬（市より案内を送付します）**

提出書類：「在学状況届」（市様式） ※2年目以降はオンライン手続き可
提出年の4月1日以降に取得した在学証明書（原本）



5. 学校生活支援について

高等学校等の進学後も、日常的な相談窓口を設けたり、定期的な相談会などを開催することにより、高等学校等の進学後の修学の継続を支援していきます。

① LINE公式アカウントの開設（日常的な相談窓口）

「学校での悩みがある」「大学進学について相談したい」「聞いて欲しい話がある」など、日常的な相談やお困り事を、気軽に担当コーディネーターに相談してください。

② 相談会（年3回の定期相談会）

相談会（直接面会またはオンライン面会）を年3回（6月、10月、3月）開催する予定です。開催内容や日程等については、決まり次第お知らせします。

③ 交流会の開催

交流会は、奨学生の交流や大学のオープンキャンパス等に参加し、卒業後の進路・就職について考える機会づくりを目的に開催を予定しています。開催内容や日程等については、決まり次第お知らせします。

④ 進路状況報告（高校卒業後）

報告時期：正規就学期間終了後の4月中旬

提出書類：「進路状況届」（市様式） ※オンライン手続き可





6. Q & A



資格について	
1	<p>奨学生はどんな人が対象になりますか。</p> <p>奨学生としての支給決定を受け、学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校のいずれかへ進学（通学）をし、奨学生または奨学生と生計を一にする家族が市内に在住している方が対象となります。</p> <p>なお、一度支給を受けた方の再応募はできません。</p>
2	<p>支給対象校へ進学しない場合、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>既に入学準備金の支給を受け、支給対象校へ進学しない場合、支給済みの入学準備金は全額返還していただきます。</p> <p>なお、進学先が支給対象校か不明な場合は、こども政策課（奨学金担当）までお問合せください。</p>
3	<p>転学する場合、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「変更届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>資格は、学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校に転学した場合にのみ継続されます。</p>
4	<p>停学となる場合、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「休止・再開・辞退届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>ただし、資格は停学期間中も継続されます。</p>
5	<p>休学となる場合、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「休止・再開・辞退届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>資格は、最長1年間留保しますが、留保期間中の在学時支援金の支給はありません。手続きが遅れると、在学時支援金を返還していただく場合がありますので注意してください。</p> <p>休学から1年以内に復学をする場合、復学の手続きをし、資格が認められる場合は復学日の属する月から在学時支援金の支給を再開します。支給期間は、正規就学期間の残期間のみとなります。</p>
6	<p>退学となる場合、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「休止・再開・辞退届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>資格は、退学となった日が属する月で喪失します。手続きが遅れると、在学時支援金を返還していただく場合がありますので注意してください。</p> <p>なお、一度支給を受けた方の再応募はできません。</p>



6. Q & A

資格について	
7	<p>学校近くの寮に住むことになり、明石市民でなくなりますが、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「変更届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>資格は、奨学生と生計を一にする家族が引き続き、市内に在住する場合、継続します。</p>
8	<p>家族全員で市外に引っ越すことになりましたが、資格はどうなりますか。手続きは必要ですか。</p> <p>「休止・再開・辞退届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。</p> <p>資格は、転出日が属する月までとなります。手続きが遅れると、入学準備金並びに在学時支援金を返還していただく場合がありますので注意してください。</p>
9	<p>他の奨学金との併用はできますか。</p> <p>明石市給付型奨学金は、他の団体の奨学金を受けていても対象となります。</p> <p>なお、他の団体の奨学金が明石市給付型奨学金との併用ができるかはそれぞれの団体に確認してください。</p>
入学準備金について ※お問い合わせの多い項目は4ページに記載しています。	
1	<p>概算支給額より、費用が掛かりそうです。概算支給時に上限の30万円支給してもらうことはできますか。（概算支給額10万円の方のみ対象）</p> <p>申請書と併せて根拠資料（募集要項のコピー等）を提出いただくことにより、審査のうえ30万円を上限に概算支給額を決定し支給します。</p>
2	<p>授業料はなぜ含まれないのですか。</p> <p>入学するにあたり必要な費用のため授業料は含みません。なお、授業料については、他の授業料補助制度を確認してください。</p>
3	<p>サポート校等に掛かる費用は使用できますか。</p> <p>サポート校等を通じて通信制の高校に同時入学する場合、通信制の高校に掛かる費用については使用できますが、サポート校等に掛かる費用は原則、対象外です。不明の場合はお問い合わせください。</p>
4	<p>支給日はいつですか。</p> <p>希望進学先が第1希望と第2希望で支給予定日が異なる場合、早い日付の支給予定日で支給します。（例：第1希望—公立 第2希望—私立 支給予定日：私立の支給予定日）</p>
5	<p>支給予定日より早く欲しいのですが、可能ですか。</p> <p>申請書提出時点で、支給予定日より早い日付の支給を希望される場合、申請書の振込希望日欄に希望日を必ず記入してください。</p> <p>その他必要な場合、可能な限り対応しますので、至急連絡してください。ただし、申請書提出日から支給希望日まで2週間を切っている場合は対応できないことがありますので留意してください。</p>



6. Q & A



入学準備金について		
6	申請に記載した希望進学校とは異なる学校へ進学することになりました。入学準備金は使用できますか。	学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校のいずれかへの進学であれば、使用できます。不明の場合はお問い合わせください。
7	生活保護から支給される項目は使用できますか。	生活保護と同じ項目は支給することはできません。重複のない項目で入学準備金の対象費用のみを支給します。重複して請求した場合、後日返還していただく場合があります。
在学時支援金について		
1	正規就学期間とはなんですか。	正規就学期間とは、学校が定めた入学から卒業までにかかる通常の必要年数です。高等学校（全日制）の場合、通常3年間になります。
2	サポート校等に入学しますが、使用できますか。	サポート校等を通じて通信制の高校に同時入学する場合、使用できます。 ただし、入学後の各種手続きに必要な在学証明書は「通信制高校」で取っていただくこととなりますので注意してください。不明の場合はお問い合わせください。
3	高等専門学校に進学します。何年間の支給になりますか。	3年間となり、短期大学部分に相当する4学年・5学年は、支給対象外となります。
4	留年をしました。在学時支援金はどうなりますか。	在学時支援金の支給は、正規就学期間となります。高等学校（全日制）に4年間通学した場合、正規就学期間は3年間ですので、3年間のみの支給となります。
こんな時は？		
1	奨学生の氏名を変更する時、手続きは必要ですか。	「変更届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。
2	振込先金融機関・口座の変更をしたい場合、どうすればいいですか。	奨学生名義の口座に限り変更は可能です。「変更届」等の提出が必要です。オンライン申請いただくか、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。 なお、毎月5日までに変更届を提出された場合は、当月分より新口座へ振り込みします。
3	手続き案内や申請書などはどこでもらえますか。	手続き案内については、明石市ホームページよりダウンロードできます。その他申請書について、郵送での受け取りを希望される場合は、こども政策課（奨学金担当）までご連絡ください。



メモ欄